

ニッケゴルフスクール会員規約

- 第1条 名称・運営
本会はニッケゴルフスクール（以下「本会」という。）と称します。本会はニッケゴルフスクール加古川（以下「当施設」という。）（※住所：兵庫県加古川市米田町船頭奥野 21-1）に事務所を設置し運営管理を行います。
- 第2条 目的
本会はゴルフのレベルアップを図り、マナーとルールを認識し、ゴルフスクールを通じて知り合った会員相互の親睦の和を広げることを目的とします。
- 第3条 会員資格条件
本会の会員は次の各項に該当する人とし、本規約の各事項を理解し遵守する人。
マナー・エチケットを守り、ゴルフを通じて知り合った仲間との触れ合いを大切にすること。
暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会的勢力に属していない人。
- 第4条 入会手続き
当施設にて所定の手続きを行って下さい。
入会審査承認を得た後、入会金・初月会費の納入をもって入会とします。
- 第5条 入会金・月会費・チケット代
入会金は入会申込書と一緒に納入して下さい。
入会時、初月会費をフロントに納入して下さい。次月以降の月会費は、当月（1日から末日まで）の会費を指定金融口座より自動振替で納入して頂きます（クレジットカード会社により異なる）。その場合、毎月の請求書・領収書は発行致しません。会員の期間中は、スクールの出欠にかかわらず、毎月の月会費は納入して頂きます。
チケットの有効期限は購入日より6ヶ月となります。
一度、納入された入会金、月会費及びチケット代は理由を問わず一切払い戻し致しません。
- 第6条 会員証
会員証はカードに記名された本人以外、使用することはできません。
スクールを利用する場合は、必ず会員証の提示が必要です。
会員証の紛失、破損等が発生した場合、速やかに本会へ連絡すると共に、再発行の手続きを行って下さい。
会員証の再発行に当たっては、再発行手数料が必要です。
- 第7条 会員の特典
会員は、本会員証を提示することにより当施設の特典が受けられます。
- 第8条 レッスン予約
原則として本人より予約を行って下さい。
キャンセルの場合は、レッスン開始2時間前までにお願ひ致します。
無断欠席又は、レッスン開始2時間前を過ぎてからのキャンセルはチケット1回分を申し受けず。
- 第9条 休会
休会は、1日より当該月末までの1ヶ月単位とし、本人より、休会する月の前月の末日までに「休会届」を提出し、所定の休会費の納入をもって、休会とします。1回の休会届につき、休会期間は「3ヶ月」までとし、休会最終日の翌日に復会と致します。
休会期間の延長をご希望の場合は、休会期間の最終日までに前項届け出を提出することにより延長と致します。但し、継続する休会期間の合計は6ヶ月を限度と致します。
休会期間の短縮をご希望の場合は、変更される休会期間の最終日までに休会届を再度提出ください。
- 第10条 退会
本人より、所定の退会手続きがなされた場合退会とします。退会する月の末日をもって退会となります。（レッスンは末日まで受講できます。）その際、必ず会員証を退会日までにフロントにご返却ください。手続は当施設のフロントにて行い、電話、メール及びファックス等での受付は致しません。（所定の退会手続きがなされない場合、毎月自動的に会費が引き落とされます。）本人より、本会会員の継続の意思が確認できなくなってから6ヶ月を経過した場合は、経過した月の末日をもって退会とします。
- 第11条 資格喪失・除名
会員が退会・除名・した時、会員資格を失います。
本会の名誉を傷つけたり秩序を乱したりする等、会員として相応しくない行為があると運営事務局が判断した場合、その会員を除名することができます。
- 第12条 会員の事故
本会において生じた疾病・盗難・事故等につきまして、当社は一切責任を負いません。
- 第13条 個人情報についてのお取扱について
入会申込書に記入頂いたお客様の情報は、当社のお客様へのサービスの提供に必要なものであり、今後、当社からの連絡（キャンセル待ちの連絡やレッスン変更の案内等）及び各種イベントを案内する為に利用させていただきます。当社では個人情報を適切に管理し、本人の承諾なく第三者に開示・提供する事はありません。
- 第14条 規約改正
本規約改正・変更は運営事務局が定め、その効力はすべての会員に及ぶものとします。
- 第15条 附則
この規約は、2020年11月1日より改定施行致します。

以上